



# 山形県公報

平成15年7月4日(金)  
第1454号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                        |                    |
|----------------------------------------|--------------------|
| 有害図書類の指定.....                          | (文化振興課) ...859     |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....              | (健康福祉企画課) ...861   |
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....                 | (同) ...同           |
| 生活保護法による指定施術機関の指定.....                 | (同) ...862         |
| 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....              | (同) ...同           |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....                 | (同) ...同           |
| 民有保安林の指定.....                          | (森林課) ...同         |
| 同.....                                 | (同) ...863         |
| 同.....                                 | (同) ...同           |
| 民有保安林の指定の解除.....                       | (同) ...864         |
| 高速道路関連営農施設等整備事業費補助金交付規程の一部を改正する規程..... | (交通基盤課) ...同       |
| 道路の区域の変更.....                          | (庄内総合支庁建設総務課) ...同 |
| 同.....                                 | (同) ...865         |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

|                    |   |
|--------------------|---|
| 直接請求に必要な有権者の数..... | 同 |
|--------------------|---|

### 公 告

|                            |                |
|----------------------------|----------------|
| 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....  | (情報企画課) ...866 |
| 一般競争入札の公告.....             | (環境保護課) ...同   |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....         | (商業振興課) ...867 |
| 同.....                     | (同) ...868     |
| 同.....                     | (同) ...869     |
| 平成16年度山形県立農業大学校入校者の募集..... | (農業技術課) ...870 |

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第685号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成15年7月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

(図 書)

| 指定番号 | 題名                 | 図書コード      | 発行所等         | 指定の理由                               |
|------|--------------------|------------|--------------|-------------------------------------|
| 7891 | ミステリーレディース 7月号     | 08509 - 07 | ㈱マガジン・マガジン   | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 7892 | 隣はスゴイ!! vol.2      | 17480 - 6  | 宙出版          |                                     |
| 7893 | パソコンパラダイス 7月号      | 07483 - 07 | ㈱メディアックス     |                                     |
| 7894 | TOP SUPEED 7月号     | 06837 - 07 | ㈱サン出版        |                                     |
| 7895 | 性愛スペシャル 7月号        | 05571 - 7  | 雄出版(株)       |                                     |
| 7896 | 男の知らないレディコミ読者の性体験  | 68291 - 82 | マイウェイ出版(株)   |                                     |
| 7897 | 日本列島ウラ情報 vol.1     | 68291 - 80 | マイウェイ出版(株)   |                                     |
| 7898 | COMIXカクテル艶雨 7月号    | 03873 - 07 | 平和出版(株)      |                                     |
| 7899 | 本気でハマッタHな話 VOL.1   | 11440 - 07 | ㈱ダイアプレス      |                                     |
| 7900 | お宝ガールズ 7月号         | 02257 - 7  | ㈱コアマガジン      |                                     |
| 7901 | 若妻閉ざされた寝室          | 50519 - 34 | ㈱芳文社         |                                     |
| 7902 | 世界のI NET裏サイト       | コードなし      | (有)アートブック本の森 |                                     |
| 7903 | 同人魂5               | 64173 - 74 | 三和出版(株)      |                                     |
| 7904 | 愛の体験スペシャルDX 7月号    | 11585 - 7  | 竹書房          |                                     |
| 7905 | Yha!Hip&Lip 7月号    | 08877 - 7  | ワニマガジン社      |                                     |
| 7906 | コミックびーた 7月号        | 13881 - 07 | 若生出版(株)      |                                     |
| 7907 | ドキッ! 7月号           | 16677 - 7  | 竹書房          |                                     |
| 7908 | 若妻ヤンツマ Vol.2       | 03798 - 08 | ㈱パウハウス       |                                     |
| 7909 | お隣の秘密11            | 13858 - 8  | 宙出版          |                                     |
| 7910 | スーパー写真塾            | 15431 - 7  | ㈱コアマガジン      |                                     |
| 7911 | スリリング ケータイ裏サイト1200 | 68291 - 83 | マイウェイ出版(株)   |                                     |
| 7912 | PENTHOUSEスペシャル     | 07934 - 7  | ㈱ぶんか社        |                                     |
| 7913 | ガールズ mix Real      | 01864 - 07 | ㈱MCプレス       |                                     |

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定(包括基準)に該当する有害図書類

## (図書)

| 番号 | 題名                         | 区分         | 発行所等    |
|----|----------------------------|------------|---------|
| 1  | 羞恥の観察                      | 64160 - 77 | 三和出版(株) |
| 2  | 素人娘 <sup>秘</sup> データ vol.1 | コードなし      | 遊友舎     |

## (録画テープ等)

| 番号 | 題名            | 区分  | 発行所等        |
|----|---------------|-----|-------------|
| 1  | 蔵出し秘蔵ビデオ      | ビデオ | 表示なし        |
| 2  | KANRANSHA 姦乱射 | ビデオ | フレイムエージェンシー |
| 3  | 素人セックスあじごのみ   | DVD | 素人セックス診断会   |

## 山形県告示第686号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年7月4日

山形県知事 高橋和雄

| 指定医療機関の名称   | 指定医療機関の所在地      | 廃止年月日      |
|-------------|-----------------|------------|
| フジヤ薬局       | 上山市金生東一丁目10番16号 | 平成15. 4.30 |
| みどり調剤薬局松見町店 | 山形市松見町20番地の6    | 同 5.29     |
| 三浦歯科医院      | 同 南館一丁目9番8号     | 同 5.31     |

## 山形県告示第687号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成15年7月4日

山形県知事 高橋和雄

| 指定医療機関の名称   | 指定医療機関の所在地                     | 指定年月日      |
|-------------|--------------------------------|------------|
| さくらんぼ歯科     | 東根市大字東根甲7420番地の5<br>ジャスコ新東根店2F | 平成15. 6.18 |
| 三浦歯科医院      | 山形市南館一丁目8番3号                   | 同 6.19     |
| フジヤ薬局       | 上山市金生東一丁目10番16号                | 同          |
| みどり調剤薬局南原町店 | 山形市南原町二丁目7番48号                 | 同 6.20     |

## 山形県告示第688号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成15年7月4日

山形県知事 高橋 和雄

| 指定施術機関の名称 | 指定施術機関の所在地   | 指定年月日     |
|-----------|--------------|-----------|
| ひまわり接骨院   | 鶴岡市美原町5番地の53 | 平成15.6.26 |

## 山形県告示第689号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年7月4日

山形県知事 高橋 和雄

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地    | 廃止年月日     |
|-----------|---------------|---------------|-----------|
| 協立大山診療所   | 通所リハビリテーション   | 鶴岡市大山二丁目26番3号 | 平成15.3.31 |

## 山形県告示第690号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成15年7月4日

山形県知事 高橋 和雄

| 指定介護機関の名称                 | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地            | 指定年月日    |
|---------------------------|---------------|-----------------------|----------|
| グループホームとかみ楽生苑             | 痴呆対応型共同生活介護   | 山形市富神前11番地            | 平成15.6.2 |
| 協立大山診療所                   | 通所介護          | 鶴岡市大山二丁目26番3号         | 同        |
| きれん耳鼻咽喉科医院                | 居宅療養管理指導      | 酒田市あきほ町659番地の1        | 同 6.5    |
| 神室ふくすけの家                  | 居宅介護支援        | 最上郡金山町大字金山274番地の1     | 同 6.18   |
| 石井歯科医院                    | 居宅療養管理指導      | 鶴岡市美咲町24番地の5          | 同        |
| 指定訪問介護事業所 特定非営利活動法人かたくりの会 | 訪問介護          | 東置賜郡高畠町大字元和田1599番地の21 | 同 6.23   |
| 指定通所介護事業所 特定非営利活動法人かたくりの会 | 通所介護          | 同                     | 同        |
| 有限会社さかたケア・ワーク             | 居宅介護支援        | 酒田市東中ノ口町17番9号         | 同 6.20   |

## 山形県告示第691号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成15年7月4日

山形県知事 高橋 和雄

- 1 指定に係る保安林の所在場所  
西田川郡温海町大字山五十川字向山田153 - 1、153 - 2、156 - 4、156 - 5、187 - 1から187 - 3まで、188 - 1、188 - 2、191 - 1から191 - 3まで、193 - 1、193 - 2、195 - 1、字碓井264 - 6、264 - 7、264 - 9、267 - 1、270から273まで、274 - 1から274 - 4まで
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び温海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第692号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成15年7月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 指定に係る保安林の所在場所  
飽海郡遊佐町大字菅里字十里塚1 - 2、1 - 7から1 - 11まで、1 - 123から1 - 128まで、1 - 243から1 - 250まで、1 - 265、143、144、146から148まで、149 - 2、151 - 2、152、153、162 - 1、163、164、165 - 2、172 - 1、173、174
  - 2 指定の目的  
飛砂の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - イ 主伐は、択伐による。
      - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第693号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成15年7月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 指定に係る保安林の所在場所  
飽海郡八幡町下青沢字山添145 - 5、157、157 - 1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び八幡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第694号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
 平成15年7月4日

山形県知事 高橋和雄

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
 飽海郡八幡町上青沢字熊沢15-8
- 2 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備
- 3 保安林解除の理由  
 指定理由の消滅

山形県告示第695号

高速道路関連営農施設等整備事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
 平成15年7月4日

山形県知事 高橋和雄

高速道路関連営農施設等整備事業費補助金交付規程の一部を改正する規程

高速道路関連営農施設等整備事業費補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1871号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

|   |             |                          |       |
|---|-------------|--------------------------|-------|
| 「 | 6 林業機械整備事業  | 当該事業に要する経費の100分の45に相当する額 | を     |
| 「 | 6 林業機械整備事業  | 当該事業に要する経費の100分の45に相当する額 | に改める。 |
|   | 7 林業生産効率化事業 | 当該事業に要する経費の100分の45に相当する額 |       |
| 」 |             |                          | 」     |

附則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成15年度分以後の補助金について適用する。

山形県告示第696号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年7月4日から同年7月17日まで縦覧に供する。

平成15年7月4日

山形県知事 高橋和雄

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 345号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長        |
|--------------------|---|------|----------|-----------|
| 飽海郡遊佐町大字吉出字和田4番1から |   | 旧    | 12.1メートル | メートル<br>6 |
| 同 上まで              |   |      | 10.6     |           |
| 同                  | 上 | 新    | 12.1メートル | 同上        |
|                    |   |      | 10.6     |           |

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 345号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                   | 間   | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|---------------------|-----|------|----------|--------|
| 飽海郡遊佐町大字吉出字和田9番14から |     | 旧    | 12.0メートル | 11メートル |
| 同                   | 上まで |      | 9.2      |        |
| 同                   | 上   | 新    | 12.0メートル | 同上     |
|                     |     |      | 9.1      |        |

- 3 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 345号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                   | 間   | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|---------------------|-----|------|----------|--------|
| 飽海郡八幡町大字北仁田字川除37番から |     | 旧    | 21.4メートル | 10メートル |
| 同                   | 上まで |      | 15.3     |        |
| 同                   | 上   | 新    | 17.8メートル | 同上     |
|                     |     |      | 15.3     |        |

山形県告示第697号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年7月4日から同年7月17日まで縦覧に供する。

平成15年7月4日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 酒田鶴岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                    | 間      | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|----------------------|--------|------|----------|--------|
| 酒田市大字坂野辺新田字古川156番1から |        | 旧    | 41.2メートル | 23メートル |
| 同                    | 203番まで |      | 24.4     |        |
| 同                    | 上      | 新    | 33.9メートル | 同上     |
|                      |        |      | 24.4     |        |

**選挙管理委員会関係**

告 示

山形県選挙管理委員会告示第101号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成15年7月4日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,796人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数 231,629人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名         | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|--------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市          | 67,188人 | 村山市           | 7,926人  | 西村山郡 | 13,085人 |
| 米沢市          | 24,654人 | 長井市           | 8,475人  | 最上郡  | 14,129人 |
| 鶴岡市・<br>西田川郡 | 29,326人 | 天童市           | 16,719人 | 東置賜郡 | 12,448人 |
| 酒田市          | 26,990人 | 東根市           | 12,106人 | 西置賜郡 | 9,827人  |
| 新庄市          | 10,945人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 8,444人  | 東田川郡 | 18,629人 |
| 寒河江市         | 11,534人 | 南陽市           | 9,547人  | 飽海郡  | 10,345人 |
| 上山市          | 10,039人 | 東村山郡          | 7,574人  |      |         |

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年7月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県給与等システム修正業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総合政策室情報企画課給与システム係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3270
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成15年6月17日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目4番21号
- 5 随意契約に係る契約金額 40,950,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、平成15年度内分泌攪乱化学物質調査の委託について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成15年7月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁901会議室(9階)
  - (2) 日 時 平成15年7月30日(水) 午後1時30分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 委託をする役務の名称及び数量 平成15年度内分泌攪乱化学物質調査 一式
  - (2) 委託をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。



- (3) 履行期限 平成15年12月25日(木)
- (4) 入札方法 入札金額については、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 仕様書にある全ての分析項目を自社で測定でき、かつ、公共用水域の水質及び底質の分析に係る実績を十分に有すること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局  
山形市松波二丁目8番1号 文化環境部環境保護課環境保全担当 電話番号023(630)2339
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望するものは、3の(2)に係る証明書その他必要な書類(以下「証明書等」という。)を平成15年7月15日(火)午後5時までに4に掲げる場所に提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、開札日の前日までに証明書等に関し説明を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を要する。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、手続の停止等がありうる。
- (4) 詳細については入札説明書による。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに南陽市役所において平成15年11月4日まで縦覧に供する。

平成15年7月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
南陽セントラルショッピングセンター  
南陽市三間通字東蕨田19番2号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
代表取締役 大高 善興
- 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考                                         |
|---------|---------|---------------------------------------------|
| 午前10時   | 午後9時    | 年間5日は開店時刻午前9時閉店時刻午後9時、年間5日は開店時刻午前9時閉店時刻午後10 |

|  |                                |
|--|--------------------------------|
|  | 時、年間55日は開店時刻午前10時<br>閉店時刻午後10時 |
|--|--------------------------------|

（変更後）

| 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|---------|---------|-----|
| 午前9時    | 午後11時   |     |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前9時45分から午後9時15分まで。ただし、年間5日は午前8時45分から午後9時15分まで、年間5日は午前8時45分から午後10時15分まで、年間55日は午前9時45分から午後10時15分まで

（変更後） 午前8時30分から午後11時15分まで

4 変更年月日

平成15年6月20日

5 届出年月日

平成15年6月17日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年11月4日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに高畠町役場において平成15年11月4日まで縦覧に供する。

平成15年7月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ高畠店  
東置賜郡高畠町大字高畠548番地

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマコー 山形市鉄砲町二丁目13番18号  
代表取締役 武田 吉則

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

| 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|---------|---------|-----|
| 午前9時    | 午後10時   |     |

(変更後)

| 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考                                |
|---------|---------|------------------------------------|
| 午前9時    | 午前0時    | 年間5日は開店時刻午前6時30分、年間30日は開店時刻午前8時30分 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午前0時30分まで。ただし、年間5日は午前6時から午前0時30分まで、年間30日は午前8時から午前0時30分まで

4 変更年月日

平成15年6月27日

5 届出年月日

平成15年6月18日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年11月4日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成15年11月4日まで縦覧に供する。

平成15年7月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

米沢駅前ショッピングプラザ

米沢市駅前三丁目1番88号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

代表取締役 大高 善興

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考                                                                   |
|---------|---------|-----------------------------------------------------------------------|
| 午前10時   | 午後9時    | 年間5日は開店時刻午前9時閉店時刻午後9時、年間5日は開店時刻午前9時閉店時刻午後10時、年間55日は開店時刻午前10時閉店時刻午後10時 |

(変更後)

| 開店時刻 | 閉店時刻  | 備考 |
|------|-------|----|
| 午前9時 | 午後11時 |    |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時45分から午後9時15分まで。ただし、年間5日は午前8時45分から午後9時15分まで、年間5日は午前8時45分から午後10時15分まで、年間55日は午前9時45分から午後10時15分まで

(変更後) 午前8時30分から午後11時15分まで

4 変更年月日

平成15年6月24日

5 届出年月日

平成15年6月23日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年11月4日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

平成16年度山形県立農業大学の入校者を次のとおり募集する。

平成15年7月4日

山形県知事 高橋和雄

1 募集人員

50名

2 応募資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校を卒業した者(平成16年3月に卒業見込みの者を含む)、又はこれと同等の学力を有すると知事が認めた者。

3 応募手続

入校志願書を次の期間内に新庄市大字角沢1366番地山形県立農業大学校に提出すること(郵送による提出の場合は、当該期間の末日までの通信日付印があるものに限り有効とする)。

- (1) 推薦入校 平成15年10月20日(月)から同年11月6日(木)まで
- (2) 一般入校 平成16年1月8日(木)から同月22日(木)まで

4 選考試験

(1) 推薦入校

イ 期 日 平成15年11月14日(金)

ロ 場 所 山形県立農業大学校

ハ 試験科目 小論文及び面接

(2) 一般入校

イ 期 日 平成16年2月6日(金)

ロ 場 所 山形県立農業大学校

ハ 試験科目 国語(古文及び漢文を除く)、数学、小論文及び面接

5 その他

詳細については、山形県立農業大学校(電話0233(22)1527)、農林水産部農業技術課(電話023(630)2440)又は最寄りの農業改良普及センターに問い合わせること。

|            |            | 正 誤 |      |              |           |
|------------|------------|-----|------|--------------|-----------|
| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行    | 誤            | 正         |
| 平成15. 3.31 | 号外(13)     | 3   | 下から2 | 第75条の3第1項第1号 | 第75条の3第1号 |
| 同 6.27     | 第1452号     | 834 | 4    | 当該登録された      | 当該登載された   |
| 同          | 同          | 同   | 同    | 当該登録された者     | 当該登載された者  |

平成15年7月4日印刷  
平成15年7月4日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056